

## 構内下請等への安全対策等について

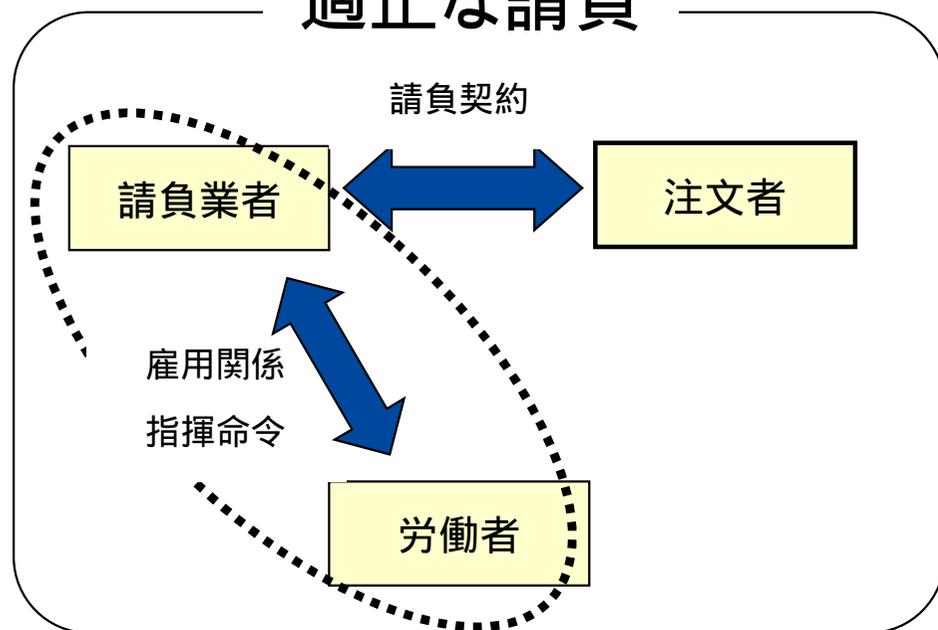
高岡労働基準監督署

# はじめに

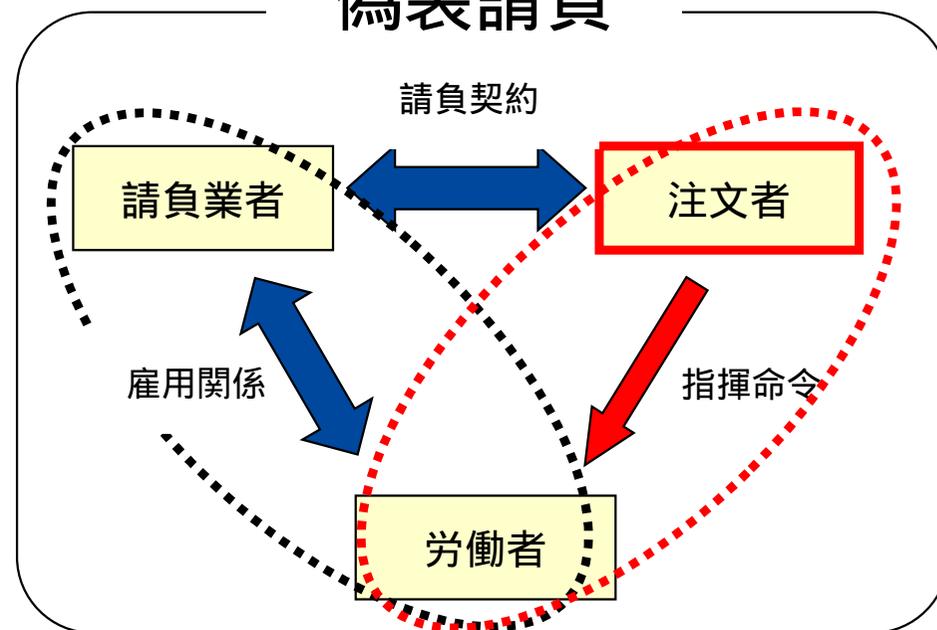
注文者と労働者との間に指揮命令関係がある場合は、**請負形式の契約により行われていても労働者派遣に該当**

この場合、労働者派遣法の適用を受け、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、**注文者が負う**ことになる

## 適正な請負



## 偽装請負



『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（S61告示第37号）』

## ( 1 ) 仕事の注文者としての配慮事項

- ・ 事業者責任を遂行できない事業者に仕事を請負わせない
- ・ 仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮する（法第3条）
- ・ 元方事業者の組織内で安全衛生管理部門と各部門間の連携を図る

## ( 2 ) 関係請負人及びその労働者に対する指導等（安衛法第29条）

- ・ 関係請負人及びその労働者が法令に違反しないよう必要な指導し、違反している場合には、必要な指示等を行う

## 安全衛生意識の啓発に関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

交通安全や生活安全に関する一般的な対策や関係作業者が行う作業において発生するおそれのある業務上の災害やこれを防止するための対策について、資料やメール・動画等を使用して周知することにより関係作業者の意識啓発を図ること

業務に伴う安全衛生確保上必要な取組として、実施する業務に関連する者全員を参加者とする安全衛生大会を開催し、当該大会への参加を関係作業者に求めること

### 留意点

何らかの研修の受講等を義務付けるものではない、任意の協力を求めるものである、事実上参加が強制されるものではないなどの場合は、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

上記の大会への参加が、関係請負人である請負事業主の指示等とは関係なく、注文者・事業者等から参加を強制されている場合などは、**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 関係作業者の服装、装備、所持品に関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

関係作業者の作業時の服装や装備、作業時に携帯する所持品について、作業の安全な実施の観点から一定のルールを設け、その着用等の状況を作業前に自ら確認するとともに、作業の安全な実施に支障を及ぼすと認められる場合には必要な指導・指示を行うこと

の服装や装備、所持品について、作業の安全な実施の観点から自らが用意したものを関係作業者に無償又は割引価格で提供又は貸与すること

### 留意点

安衛法令等の定めにより求められる服装や装備、所持品等の着用等の状況を単に確認する場合や、当該確認の結果、安全が確認できない場合に必要な指導・指示をする場合には、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

業務上の災害を防止する観点からの合理的な理由がないにもかかわらず、注文者・事業者等が請負契約とは別途の双務契約を結ぶことなく業務上必要な装備等（業務上必要な簡易な工具を除く。）を提供又は貸与するような場合、**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 各種保護具・安全用品に関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

関係作業者が作業時に使用する保護具や安全用品（防寒具や安全靴、ヘルメット、反射ベスト、熱中症対策用品等）について、作業の安全な実施の観点から一定のルールを設け、その使用状況を作業中に自ら確認するとともに作業の安全な実施に支障を及ぼすと認められる場合には必要な指導・指示を行うこと

の保護具や安全用品について、作業の安全な実施の観点から自らが用意したものを関係作業者に無償又は割引価格で提供又は貸与することなどを行うこと

### 留意点

安衛法令等の定めがある保護具や安全用品の着用等の状況を単に確認する場合や、当該確認の結果、安衛法令で定める基準を満たさない物を使用していること等により安全が確認できない場合に必要な指導・指示をする場合、安衛法第22条に基づき、保護具の着用等を周知したにもかかわらず、周知された内容が実施されていないことを確認した場合に必要な指導・指示をする場合は、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

**業務上の災害を防止する観点**からの合理的な理由がないにもかかわらず、注文者・事業者等が請負契約とは別途の双務契約を結ぶことなく業務上必要な保護具や安全用品等（業務上必要な簡易な工具を除く。）を提供又は貸与するような場合**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 作業に影響を及ぼす安全衛生上の指導・指示に関すること

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

関係作業者が不安全な行動をとっていたことから、当該関係作業者に対して注意喚起と不安全な行動の是正を指導・指示すること

そのまま作業を継続した場合には業務上の災害につながる切迫した危険があるため、作業の一時中断等の措置を関係作業者に指導・指示すること

関係作業者に遵守することを求めている構内における安全衛生のルールを関係作業者が逸脱したため、ルールを遵守するように指導・指示することや、改善されるまでは構内での作業を行わせないこと

### 留意点

専ら安全衛生確保の観点から、業務上の災害を防止するために必要な注意喚起や指導・指示の範囲にとどまる場合は、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

上記 で安全衛生上の観点で行わせなかった作業を、関係請負人の了解なく当該関係請負人の労働者である他の関係作業者に行わせる場合**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 構内における安全衛生のルールを遵守するための支援に関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から

構内における安全衛生上のルールとして関係作業者に使用することを求めている安全器具等について、関係作業者に提供・貸与すること。

作業に使用する機械について、特殊な仕様であったり、その現場に応じた調整がなされたりしており、関係作業者が自ら調達することが効率的でない場合において、関係作業者に対して当該機械を提供・貸与すること。

### 留意点

安衛法令等の定めに基づいて安全器具等の使用の指示を行う場合は、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

**業務上の災害を防止する観点**からの合理的な理由がないにもかかわらず、注文者・事業者等が請負契約とは別途の双務契約を結ぶことなく業務上必要な物品等（業務上必要な簡易な工具を除く。）を提供するような場合**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 業務に使用する車両や機械・設備に関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

関係作業者が関係作業者自身で準備した車両や機械・設備（以下「車両等」という。）を用いて作業を行う場合において、自ら、当該車両等が有効な安全装置を有しているか、又は作業の安全な実施に支障を及ぼす問題がないかを点検すること、又は点検の実施及び点検結果の概要の報告を求めること

の結果、作業の安全な実施に支障を及ぼす問題を認めた場合に、作業の中止を指示すること、又は自らが準備した代替車両等を臨時的に使用するよう指示等すること

### 留意点

専ら安全衛生確保の観点から行われ、業務上の災害を防止するために必要な指示等の範囲にとどまる場合は、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

上記 の代替車両の使用について、臨時的な措置ではなく、注文者・事業者等が請負契約とは別途の双務契約を結ぶことなく業務遂行に用いる車両等を関係作業者に恒常的に提供する場合**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 技術的な指導に関する事項に関すること

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

自らが所有又は管理している機械装置の操作方法について関係作業者に技術指導を行うこと

注文した仕事の遂行途中で、新しい機械装置の導入があったため、当該装置の操作方法について関係作業者に技術指導を行うこと

注文した仕事の遂行途中で、関係作業者の機械装置の操作が不適切であったため、技術指導を行うことなどを行うこと

### 留意点

専ら安全衛生確保の観点から、業務上の災害を防止するために必要な技術指導の範囲にとどまる場合は、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

上記の注文者・事業者等から関係作業者への技術指導が、業務上の災害を防止するために必要な範囲を超え、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示に当たるようなものである場合**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 教育・研修、ミーティングに関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

危険・有害な作業を開始する前に、一定の教育・研修を受講することを関係作業者に求め、当該教育・研修を修了するまで作業場所に入構させない又は作業を行わせないこととするルールを設けること

作業の安全な遂行に必要な情報を共有するため、関係作業者に対して、朝礼、作業開始前のミーティング等に参加することや安全関連情報を共有するためのアプリの利用を求めると

の情報共有を行うに当たって、必要に応じて、関係作業者等に対して助言、指導等を行うこと

### 留意点

教育・研修の受講が**業務上の災害を防止する観点**から請負契約締結のために必要な要件となっており、業務上の災害を防止するために必要な範囲を超えて、教育・研修に沿った個別具体的な作業方法を強制するものではない場合や、朝礼、ミーティング等への参加が事実上の強制ではない場合は、直ちに、偽装請負と判断されることはないと考えられること。

上記のミーティング等が、関係作業者の所定労働時間外に実施され、注文者・事業者等により請負事業主の了解なく関係作業者の業務時間が延長されている場合などは、**偽装請負と判断される要素**となり得るものと考えられる

## 注意喚起に関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

交通安全の啓発を行うなど、作業時の不安全行動を防止するための注意喚起を行うこと

交通事故を防止するため、アプリ等を活用して、関係作業者に対して交通事故多発場所や天候に係る情報を発信することや、関係作業者の運行状況をリアルタイムで監視して速度超過や高速道路誤進入などが疑われる場合などに注意喚起を行うこと

### 留意点

単に情報発信や注意喚起にとどまるものである場合は、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

上記の注文者・事業者等から関係作業者への注意喚起が、業務上の災害を防止するために必要な範囲を超え、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示に当たるようなものである場合などは、**偽装請負と判断される要素**となり得るものと考えられる

## 心身の健康状態の確認等に関する事項

注文者・事業者等が、関係作業者の安全衛生確保の観点から、

関係作業者に対して日々の作業開始前に健康状態や飲酒の有無等をヒアリングし、当該関係作業者の健康状態等が作業の安全な実施に支障がないか確認すること

の際に関係作業者が体調不良等を訴えた場合や作業中に関係作業者の体調の異変を認められた場合等に、休憩の取得や作業の中止を促し、必要に応じ、医療機関の受診等を促すこと

### 留意点

安全衛生確保の観点から行われる、関係作業者の健康状態の単なる確認や、体調不良時の応急対応や休憩等の勧奨、任意の健康相談やその結果を踏まえた助言等にとどまる場合には、直ちに、**偽装請負と判断されることはない**と考えられること。

関係作業者が体調不良等を訴えた場合において、注文者・事業者等が、当該関係作業者が行う予定だった作業を、関係請負人の了解を得ることなく当該関係請負人の労働者である別の関係作業者に指示等をして作業に従事させる場合、**偽装請負と判断される要素**となり得るもの

## 募集していた取組事例について

### 事例 1

工場内の掲示物を、ベトナム語、中国語、ミャンマー語等の母国語で表記し、図で注意喚起している

### 事例 2

関連会社に対し、**工場内の安全対策、緊急時の対策、保護具の取扱い、工場入退場等の基準**について、動画を配布して作業員への教育している。

### 事例 3

工事前安全打ち合わせを実施。参加者は工事業者側（少なくとも工事責任者1名以上）と工事する工場の監督者、工事規模によっては弊社設備担当者、安全環境防災担当者。

工事管理体制、工事工程および安全対策確認、工事業者作業員の**資格確認**、弊社が工事現場付近で**取り扱っている有害物**、その他**危険源情報の提供**などを行っている。工事中は現場となる工場の監督者が工事前・工事中に決めた安全対策実施状況をパトロール確認する。

# 個人事業者等の安全衛生対策について

労働安全衛生規則等の一部改正（令和6年4月～施行）

**危険有害作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するための措置を実施することが事業者に義務化**

労働安全衛生規則等の一部改正（令和7年4月～施行）

**危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することが事業者に義務化**

事業者・一人親方の皆さまへ

**2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます**

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

**法令改正等の主な内容**

**1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大**

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乘禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場にいる労働者以外の人も退避させること

**2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化**

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場合に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 2024年4月作成

## 参考 熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者に義務付けられます。

**1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。**

報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、**

**事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知**

作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。  
同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**